

中播磨地域づくり活動応援事業

環境美化推進事業 (プロギング枠) 補助金

～ 令和5年度 追加募集のご案内 ～

兵庫県では、公民連携によるSDGs普及及び資源循環型社会の意識醸成を図るための取組を推進しています。そこで、県のシンボル事業のひとつである、ゴミ問題を自分事と捉え実践する「プロギング（ジョギングしながら目に付いたゴミを拾うスポーツ）」に対し、補助を行います。

◆ 募集期間 ◆

令和5年12月6日(水)～

12月20日(水) 17時 (必着)

※ 令和5年12月6日以降に着手し、
令和6年1月10日以降3月10日までの間に完了する事業

なお、イベント等の実施日が同年1月10日以降に開催される事業



応募方法

申込書に必要事項を記入の上、中播磨県民センター県民課まで提出してください。提出資料は内容の確認をさせていただきますので、できるだけご持参願います（来庁日時を事前にご連絡ください）。

申込書は、中播磨県民センターのホームページからダウンロードしてください。

募集件数

1件

※本事業に補助団体として採択された場合は、「中播磨地域ビジョン2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体である「中播磨地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。

補助の要件

(1) 対象団体

中播磨地域で活動している地域団体やこれらの団体で構成する実行委員会

※既に令和5年度中播磨地域づくり活動応援事業の交付対象となっている団体は対象外となります。

(2) 対象事業

上記の対象期間内に他団体と協働で実施する事業で、SDGsの啓発や地域の環境美化等のためのプロギングの取組

【プロギングとは】

ジョギングしながら目に付いたゴミを拾うスウェーデン発祥のSDGsや環境美化に取り組むスポーツ

※対象外事業

・兵庫県から、他の補助金を受ける事業

（兵庫県以外の補助金を利用する場合は、事業区分を明確にすること。）

- ・趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求、営利・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する活動など事業目的にそぐわない事業
- ・上記対象期間外（補助金交付決定前）に完了する事業
- ・従来から実施している継続的な既存事業や、過去に地域づくり活動応援事業で補助を受けたものと同じ内容の事業（ただし、他団体との連携など、新たな取組を実施する場合等は除く）
- ・団体や個人が使用する物品購入等を主目的とする事業

補助の内容、金額

(1) 補助金額

5万円以上10万円以内（万円単位）

※応募の内容により、不採択や補助金額の減額等もありますので、ご了承ください。

※自己財源を確保していることが望ましいです。

(2) 補助対象事業期間

令和5年12月6日以降に着手し、令和6年1月10日以降3月10日までの間に完了する事業

なお、イベント等の実施日が同年1月10日以降に開催される事業

(3) 補助対象経費 ※詳細は、別表「補助対象経費等」をご確認ください。

プロギングに直接必要な経費で、中播磨地域づくり活動応援事業の対象として定められている経費

<対象経費例>

○ジョギングしながら清掃するプロギングを実施する際の消耗品、広報チラシに関する印刷費 等

※補助対象外の経費

①対象経費であっても、補助金額の上限を越える部分

- ②参加費を取る事業は、参加費で賄える部分
- ③領収書の日付が事業期間外の場合及び、団体名や但し書き(商品名等)の記載が無いもの
- ④施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの
- ⑤領収書の日付、宛名(団体名)、但し書き(品名等)の記載がない
- ⑥団体が行う経常的、日常的な活動経費や維持運営費(団体の総会費用、年間保険料など)
- ⑦補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方、協働の相手方の構成員への支出(ただし支出のうち、物品の調達等において当該団体の営利とならない部分は対象)
- ⑧インターネットや販売店のポイント制度・電子マネーにより物品等を購入した場合のポイント利用分
- ⑨その他補助対象とすることが適切と認められない経費
- ⑩中播磨県民センターにより適当な支出と認められないもの

審査等の流れ

(1) 書面による審査の実施

(2) 審査基準

次の点を基本に、審査を実施し、補助団体及び補助金額を決定します。

- ・ 地域の課題を認識し、その課題解決につながる事
- ・ 地域団体の活性化につながる新しい取組である事
- ・ 住民の幅広い参画を促進する取組である事
- ・ 補助金が有効に活用されている事

(3) 補助金額内示通知

(4) 補助金交付申請

補助金額内示通知のあった金額で補助金交付申請をしていただきます。

※補助金申込時の内容と大幅な変更がある申請は認められません。

(5) 補助金交付決定

支援内容(補助金額等含む)について、中播磨県民センターホームページ等で公開します。

※補助金交付決定後、やむを得ず事業内容が変更となる場合は事前連絡が必要です。

実績報告と補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和6年3月10日までのいずれか早い日に実績報告書を提出ください。

(2) 補助金の支払い

事業完了後、提出された実績報告書を確認のうえ、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体からの請求書に基づき、指定口座へ振り込みます(1万円未満切り捨て)。必要と認められる場合は、補助決定額の2分の1以内の額で前払いを行うことがあります。

問い合わせ
資料請求
申込書提出



兵庫県中播磨県民センター 県民交流室 県民課

〒670-0947

姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎内

TEL: (079) 281-6023

FAX: (079) 281-3015

(別表) 補助対象経費等

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会の講師や司会等の謝金（1人1回（1日）あたり2万円限度とし、上限10万円） 出演団体への謝礼（1団体1回（1日）あたり5万円限度とし、上限10万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員、協働の相手方への謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師等に対する旅費（※実費相当のみ） 講師等が自身の車を利用する場合は、1km=37円以下で計算 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員の旅費 宿泊料
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係るチラシ等のコピー代、冊子の作成(印刷・製本) 会議資料印刷 (印刷製本費全体で10万円を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業にかかるチラシ、冊子等で、中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のないもの
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 郵券代(上限1万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	<ul style="list-style-type: none"> 活動のための資材購入費 (消耗品、材料、花苗、事業実施に不可欠な知識の習得等にかかる書籍の購入費等。ただし、団体や個人の経常的な使用を目的とするものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、プリンター、什器、事務机、椅子、書棚等の財産形成となる備品（5万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。）
保険料	<ul style="list-style-type: none"> イベント保険、ボランティア保険 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の継続的な活動に係るもの
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料 OA機器、音響などの機器レンタル・リース料 バス借上げ料（団体構成員以外の事業参加者の交通手段として借り上げるバスについて、1台かつ5万円上限。ただし、団体構成員の旅費と区別できない、または公的な補助等を受けている場合は全額対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> 賃料（各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは、対象外。ただし、事業実施のため、他の施設等を継続的に使用する場合は、対象とする。）
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 会場設営等や調査研究にかかる業者委託料 事業に係るチラシ・HP等のデザイン等作成費 (補助対象経費の1/2を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食販売等にかかるテント等の設営
食材費	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料 (補助対象経費の1/2かつ10万円を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 会議・イベント等の飲食費 参加者へ配布する飲食物 販売目的の食材費（模擬店等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新聞折り込み料 振込手数料（補助対象経費にかかる分） クレジット・電子マネー払いの経費（利用明細書等の写しの提出のほか、団体構成員による支払いであることが確認できる場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働の相手方の人件費 資材の運搬等にかかるガソリン代（事業に使用した部分のみが明確に分けられない場合） 販売に供するための材料費（食糧費含む） 参加者記念品、賞品・景品